

平成30年度 第1回 守谷市都市計画審議会

協議事項(1)
生産緑地地区の買取申出について

平成30年9月27日



生産緑地制度の概要

- 市街化区域内の農地で、良好な都市環境を確保するため、500m²以上の農地を都市計画に定め、生産緑地法で建築行為や宅地の造成を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図ることが目的です。
- 市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられています。

- 都市計画決定(変更)の告示日
平成14年12月20日(当初)
平成29年6月15日(最終)
- 生産緑地の指定状況(平成30年9月1日現在)
27地区 約3.9ha

生産緑地法第10条

- 農業の主たる従事者が死亡により農業の継続が困難になったとき
- 農業の主たる従事者が身体の故障により農業の継続が困難になったとき
- 都市計画決定の告示日から起算して30年が経過したとき



所在地:守谷市本町字竈山前3295番3 他6筆



籠山前生産緑地地区の現況写真





現在までの経緯

年 月 日	内 容
平成30年8月3日	所有者から生産緑地買取申出書の提出
平成30年8月8日	茨城県・市各課に生産緑地の買取り希望について照会
平成30年8月31日	所有者に買取らない旨の通知
平成30年9月5日	市農業委員会に生産緑地の取得の斡旋協力依頼

今後の手続き

年 月 日	内 容
平成30年11月上旬	生産緑地法に基づく行為の制限解除（斡旋が成立しない場合） ※ 建築物等の建築行為の制限が解除
平成30年11月中旬～12月中旬	都市計画変更（案）に係る茨城県事前協議
平成31年1月中旬～下旬	都市計画変更（案）の縦覧（2週間）
平成31年2月中旬	守谷市都市計画審議会（諮問）
平成31年3月上旬	都市計画変更（案）に係る茨城県本協議
平成31年3月中旬	都市計画変更告示